|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 種目 | 対　　　象　　　者 | 性　　 　能 | 基　準　額 | 耐用年数 | 備考 |
| 介護・訓練用支援用具 | 特殊寝台 | ①下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者(児)又は難病患者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 154,000円 | 8年 | 非課税 |
| 特殊マット | ①下肢又は体幹機能障がい１級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は２級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障がい者(児)。ただし、原則として３歳以上の者②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | 19,600円 | 5年 | 　 |
| 特殊尿器 | ①下肢又は体幹機能障がい１級で常時介護を要する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者②難病患者等であって、自力で排尿できず、「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者 | 尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの | 67,000円 | 5年 | 非課税 |
| 入浴担架 | ①下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として３歳以上の者②難病患者等であって、入浴に介助を要する者 | 身体障がい者(児)又は難病患者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 82,400円 | 5年 | 　 |
| 体位変換器 | ①下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者 | 介助者が身体障がい者(児)又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 15,000円 | 5年 | 非課税 |
| 移動用リフト | ①下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。ただし原則として３歳以上の者②難病患者等であって、下肢又は体幹機能障がいがあり、「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者 | 介護者が身体障がい者(児)又は難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 159,000円 | 4年 | 非課税 |
| 訓練いす(児のみ) | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児で原則３歳以上の者 | 原則として付属のテーブルを付けるものとする。 | 33,100円 | 5年 | 　 |
| 訓練用ベッド(児のみ) | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者 | 腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの | 159,200円 | 8年 | 　 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | ①下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者②難病患者等であって、入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 90,000円 | 8年 | 　 |
| 便器 | ①下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者②難病患者等であって、常時介護を要する状態にあり、「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者 | 身体障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもので手すりをつけることができる(児にあっては手すりつきのもの)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 便器　4,450円手すり5,400円 | 8年 | 　 |
| 頭部保護帽 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 | ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 |  | 3年 | 非課税 |
| ア　スポンジ及び革を主材料としているもの | ア　15,200円 |
| イ　スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの | イ　36,750円レディメイドは上記の80％の範囲内の額とする |
| Ｔ字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい３級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 4,460円 | 3年 | 　 |
| 移動・移乗支援用具 | ①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者。②難病患者等であって、下肢又は体幹機能障がいがあり、「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 | 60,000円 | 8年 | 　 |
| ア　身体障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの |
| イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 |
| ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 |
| 特殊便器 | ①上肢障がい２級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者②難病患者等であって、上肢機能に障がいのある者 | 障がい者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 151,200円 | 8年 | 　 |
| 火災警報器 | 障がい等級２級以上の身体障がい者(児)、重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500円 | 8年 | 　 |
| 自動消火器 | ①障がい等級２級以上の身体障がい者(児)、重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯②難病患者であって、身体機能の低下又は視力の障がいにより消火活動が困難で、「歩行」が「一部介助」「全介助」の者 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | 28,700円 | 8年 | 　 |
| 電磁調理器 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの | 41,000円 | 6年 | 　 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 7,000円 | 10年 | 非課税 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障がい２級以上の身体障がい者(児)で聴覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 87,400円 | 10年 | 非課税 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障がい３級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者。 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500円 | 5年 | 非課税 |
| ネブライザー　(吸入器) | ①呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者。②難病患者等であって、呼吸器機能に障がいがあり、医師が器具の常備を必要と認めた者 | 身体障がい者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの | 36,000円 | 5年 | 　 |
| 電気式たん吸引器 | 56,400円 | 5年 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児) | 身体障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの | 17,000円 | 10年 |
| 盲人用体温計(音声式) | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 9,000円 | 5年 | 非課税 |
| 盲人用体重計 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 18,000円 | 5年 | 非課税 |
| パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器) | ①呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の障がいがあり、医療保険における在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者②難病患者等であって、常時精密なデータの管理を必要とし、医師が器具の常備が必要であると認めた者 | ア　障がい者(児)が容易に使用し得るもの | ア 　42,000円 | 5年 | 　 |
| イ　呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するなど、難病患者等が容易に使用し得るもの | イ　157,500円 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 98,800円 | 5年 | 非課税 |
| 情報・通信支援用具　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ①上肢機能障がい２級以上又は視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)②難病患者等であって、上肢機能に障がいのある者 | 障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト | 100,000円 | 6年 | 　 |
| ア　上肢機能障がい者(児)　インテリキー、ジョイスティック等 |
| イ　視覚障がい者(児)　画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障がい２級以上の身体障がい者であって、必要と認められる者 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 | 383,500円 | 6年 | 非課税 |
| 点字器 | 視覚障がい２級以上の視覚障がい者(児)。原則として学齢児以上の者 | 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 | 価格には点筆を含む | 　 | 非課税 |
| (1)　標準型ア　両面書真鍮板製イ　両面書プラスチック製 | (1)　標準型ア　10,400円イ　 6,600円 | 7年 |
| (2)　携帯用ア　片面書アルミニューム製イ　片面書プラスチック製 | (2)　携帯用ア　7,200円イ 1,650円 | 5年 |
| 点字タイプライター | 視覚障がい２級以上の視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 | 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 63,100円 | 5年 | 非課税 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | ア　音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | ア　録音再生85,000円 | 6年 | 非課税 |
| イ　音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | イ　再生専用35,000円 |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 99,800円 | 6年 | 非課税 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚に障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 198,000円 | 8年 | 非課税 |
| 盲人用時計 | 視覚障がい２級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 | 視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 触読式10,300円 | 10年 | 非課税 |
| 音声式13,300円 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの | 71,000円 | 5年 | 　 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚に障がいのある身体障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの | 88,900円 | 6年 | 非課税 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出者 | 笛式　呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの | 8,100円 | 4年 | 非課税 |
| 電動式　顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池又は充電器を含む) | 70,100円 | 5年 |
| 点字図書 | 主に、情報の入手を点字により行っている視覚障がい者(児) | 点字により作成された図書 | 点字図書出版施設が販売する価格 | 　 | 　 |
| 排泄管理支援用具　　　 | ストマ装具 | 人工肛門又は人工膀胱造設者 | 蓄便袋 | 　 | ― | 非課税 |
| 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 | 月額　8,858円 |
| 蓄尿袋 | 　 |
| 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの | 月額11,639円 |
| 紙おむつ等 | ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は３歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者 | 紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品 | 月額12,000円 | ― | 　 |
|
| 収尿器 | 高度の排尿機能障がい | 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。 | 男性用普通型7,700円簡易型5,700円 | ― | 非課税 |
| 女性用普通型8,500円簡易型5,900円 |
| 簡易型は採尿袋20枚を1組とする |
| 居宅生活動作補助用具 | ①下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。ただし原則として３歳以上の者②難病患者等であって、下肢又は体幹機能障がいがあり、「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者 | 障がい者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改造を伴うもの(1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 | 給付は原則1回とする。　　200,000円 | ― | 介護保険法の規定により住宅改修費の支給を受けられる者は対象外 |